

令和4年11月1日

諏訪市建設工事等における合冊入札に係る取扱基準

(趣旨)

第1 諏訪市及び諏訪市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年諏訪市条例第42号)第1条に規定する公営企業が発注する建設工事を複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する合冊入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 合冊入札 複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する入札
- (2) 建設工事等 建設工事並びにこれに関する調査、測量及び設計業務等委託
- (3) 主体工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、設計金額が最も大きい主たる建設工事等
- (4) 関連工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、主体工事以外の従たる建設工事等
- (5) 合冊入札予定価格 合冊入札にて執行する場合の予定価格

(設計金額等の算出)

第3 合冊入札予定価格は、主体工事及び関連工事の設計金額の合計とする。

(業種)

第4 合冊入札における業種は、主体工事の業種とする。

(入札)

第5 合冊入札に係る入札書は1枚とし、主体工事及び関連工事の合計金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等」という。)を含まないものとする。

2 合冊入札に係る内訳書は、それぞれの建設工事等ごとに作成し、工事費内訳書(総括)は対象となる全ての工事名及び合計金額を記載するものとする。

(入札結果等の公表)

第6 入札結果の公表は、合冊入札予定価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(契約書)

第7 合冊入札に係る契約書は、それぞれの建設工事等ごとに作成するものとする。

2 合冊入札に係る契約保証金は、それぞれの建設工事等ごとに納めなければならないものとする。

(契約金額の算出)

第8 合冊入札により執行した主体工事及び関連工事の契約金額は、合冊入札による落札金額を設計金額の合計の割合に応じて按分した金額に消費税等を加算した金額とする。

(配置技術者等)

第9 主体工事及び関連工事に配置する主任技術者等の技術者は、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、主体工事と関連工事の下請契約の請負代金の合計が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。また、主体工事と関連工事の契約金額の合計が、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。

2 主体工事及び関連工事のいずれか又は全ての工事において、建設工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合、同一の者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできない。

3 主体工事等及び関連工事等に配置する現場代理人は同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、専任を要する監理技術者が当該建設工事等の現場代理人を兼ねる場合はこの限りでない。

(建設工事等の実施)

第10 主体工事及び関連工事の担当課長等は、建設工事の設計及び施工等の調整及び協議を行い、円滑な実施を図るものとする。